

令和2年第3回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和2年9月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教育文化部長	足 立 篤 隆
会計管理者 兼会計課長	那 波 哲 也
総務課長	佐々木 正 道
企画課長	山 内 明
環境経済課長	伊 藤 博 臣
福祉子ども課長	花 村 定 行
建設課長	森 泰 人

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第2号）

令和2年9月16日（水曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

遮蔽板が新しくなって、とても見やすくなって、今日はたくさんの傍聴もあって緊張しますね。また、よろしく願いいたします。

今回は、私は子どもの権利条例の制定についてということで質問させていただきます。

子育て世代包括支援センターが設置され、こども館の移転が検討されています。この機会に、子どもの権利条例を制定し、笠松町としての姿勢を明確に示すことで、子供たちの健やかなる成長を行政として後押しをしてはどうでしょうか。子供たちや保護者にも子供の権利を学んでもらい、一緒に取り組んではどうでしょうかという内容で質問させていただきます。

私はこの20年間、ほぼ毎定例会で一般質問を行ってきました。その中でも、教育問題や福祉問題を含め、子供たちへの施策展開に関する内容を最も多く取り上げてまいりました。

最近では、平成30年第4回笠松町定例会一般質問で、子育て支援策についての中で、子育て世代包括支援センターの設置について質問させていただきました。さらに、令和2年第1回定例会においては、現在検討されていますこども館の移転についても質問させていただきました。

以前、全国で基礎的自治体の基本条例設置が進んだことがありました。笠松町議会としても、議会基本条例設置の可能性について、視察を含め、議論を深めたことがありました。そのときは、制定には至りませんでしたし、もちろん笠松町基本条例設置も行われませんでした。

最近の子供たちへの施策提言を行う中で、1つ気がついたことがありました。

笠松町は、子供たちへの対応については手厚い政策を展開してきたと自負しております。子ども・子育て支援事業計画というものはあるものの、その基本となる明確なものがないことに気がつきました。そんなときに、町民の方から、笠松町子どもの権利条例を制定することを検討できませんかと御提案をいただきました。

この子どもの権利条例は、国連が提唱した児童の権利に関する条約から基礎的自治体が条例化したものです。この条例について、公益財団法人日本ユニセフ協会のホームページによりま

すと、児童の権利に関する条約、子どもの権利条約は子供の基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童・子供を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、一人の人間として人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子供たちならではの権利も定めています。前文と本文54か条からなり、子供の生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効いたしました。日本は、1994年に批准をしております。

子どもの権利条約には、4つの一般原則が定められております。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）。これは、全ての子供の命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

2番目は、子供の最善の利益（子供にとって最もよいこと）。子供に関することが行われるときは、「その子供にとって最もよいこと」を第一に考えます。

3番目は、子供の意見の尊重（意見を表明し参加できること）。子供は自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子供の発達に応じて十分に考慮すること。

4番目は、差別の禁止（差別のないこと）です。全ての子供は、子供自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

言ってみれば、ごく当たり前の人権の保障のことです。しかし、この笠松町でも数年前には特別支援学級への入級でいじめを受ける可能性を示唆し、拒否した児童・生徒もおりました。こうした表に出ない子供たちの権利侵害が現実には起きているのであります。

子供の権利を守るのは大人の義務です。子供に義務を課すのではなく、義務を果たすことができる大人に育てていくことが現在の大人の責任ではないでしょうか。

私たち笠松町でも、子供たちに対する基本的姿勢を条例という形で明文化したもので町民の皆さんに示してはどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

また、条約の第42条では、締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束するとあります。これは、締約国に対する約束ではありますが、より身近な基礎的自治体として取り組むべき内容だと考えております。

既に、条例を制定した札幌市では、その目的の中で、札幌市では子どもの権利条約を日本が批准したことを踏まえ、条約の理念の普及啓発に努めるとともに、子供の健やかなる成長を支える様々な施策を進めてきました。こうした施策を札幌の実態に即した形で総合的に推進し、条例の理念とともに、将来にわたり、市民と市が一体となって子供の権利を大切にするという

姿勢を自治体の法である条例として明らかにするべきだと考えましたと書いてあります。

また、青森市では非常に興味深い取組を行っております。

子どもの権利条例規定に当たって、子供委員会会議を1年間継続して開催させています。これは、大人も子供も行政も一緒に子どもの権利条約を学び、自分たちの市にふさわしいものをつくろうとする取組であります。

こうして、たくさんの市民を巻き込む形で理念の普及啓発につながる上に、自分たちで制定したという達成感と後の子供たちへの思いの継承になっていくと思われまます。

こうした町民を巻き込んで子どもの権利条例を制定し、子供たちへのエールを笠松町として発信してはどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

また、羽島郡二町教育委員会としては、こうした取組についてどのようにお考えか、お聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） おはようございます。

川島議員さんからの子どもの権利条例の制定についての御質問にお答えしたいと思います。

町としましても、子供に対する虐待やネグレクトが後を絶たない中、子どもの権利条約は非常に重要であると認識しております。そのため、町では子供の最善の利益が実現される社会や全ての子供、子育て家庭を対象とし、一人一人の子供の健やかな育ちを等しく保障することを基本方針とする笠松町子ども・子育て支援事業計画に基づき、「全ての子供が健やかに育ち、みんなで子育てを進める町 かさまつ」を合い言葉に、一人一人の子供の人権を尊重する視点を持ち、様々な子育て支援事業を進めております。

そのような中で、現在検討されておりますこども館検討懇談会の参加者の中からも、子どもの権利条約を理念に掲げてほしいとの提言があり、実際に新こども館について子供たちから出された要望書の中にも子どもの権利条約についての記載がされておりました。

こうした流れを受け、新たなこども館を子育て支援の拠点だけではなく、子どもの権利条約の理念を具現化した施設にしたいと考えております。

具体的には、様々な事情を抱えた子供たちがプライバシーを守られつつ心を癒やす場所、周りの大人たちがそっと寄り添い、手を差し伸べられる空間にしたいと思っております。

さらに、ここを拠点に広く町民の方に子どもの権利条約についての認識を広め、議員が言われました4つの一般原則が実践できる環境づくりを行っていきたいと考えております。

条例の制定についても、行政主導ではなく、議員提案を含めて議会と相談しながら、また町民の皆さんのとともに前向きに検討していきたいと思っております。以上であります。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） おはようございます。

川島議員の御質問、子どもの権利条例の制定についてお答えをいたします。

笠松町では、「全ての子供が健やかに育ち、みんなで子育てを進める町 かさまつ」を全ての住民の合い言葉として、未来を担う子供たちが人間性豊かに成長できる環境づくりを推進するとともに、地域全体で子育てを支えるまちづくりを目指しております。

平成26年度には、笠松町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援に取り組んでまいりました。現在は、令和2年3月に策定をした第2期笠松町子ども・子育て支援事業計画に基づき取り組んでおり、一人一人の子供の人権を尊重する視点を基本的な視点の第1に掲げております。

具体的には、児童虐待やいじめなど、子供の人権が脅かされる大きな問題を未然に防ぐための取組を示し、子供の心身の健やかな成長に資する環境の整備を行っております。

子供は、家庭にとっても社会にとっても大きな可能性を秘めたかけがえのない存在でございます。一人一人の子供が持つ能力や生まれ育つ環境は異なっても、全ての子供が周りの大人からの愛情に包まれ、様々なことに挑戦し、試行錯誤を繰り返しながら自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立していくことを願っています。そのために、私たち大人が一人一人の子供の人権を尊重するまちづくりをしていかなければならないのは当然のことであると考えております。

条例の制定につきましては、日本国憲法第94条及び地方自治法第14条により保障されております権限でありますので、行政並びに議会において、慎重審議の上、決定されるものと承知をしております。

したがって、教育委員会といたしましては、今申し上げましたこれまでの一人一人の子供の人権を尊重する視点の取組を継続するとともに、学校教育においては児童・生徒への人権教育の推進、保護者に対しては子供の人権に関する趣旨の普及啓発に努め、社会教育においては笠松町青少年育成町民会議などを通して、広く町民への啓発を進めてまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 御答弁ありがとうございました。

今の町長の答弁は、非常に前向きな答弁というふうに考えてよろしいですか。とてもにこやかに今、首を振っていただきました。

私もこども館の移転そのものに対して反対してはおりません。それが本当に機能的に、今町長が答弁されたような理念に基づいて運営されるものであれば、それは町の費用を

使って整備すべきものであると思うし、またそういうふうにあるべきものにしていかなければならない。そのためにも、今の懇談会の人たちを集めているろんな御意見を伺っておられるんだと思います。私もその懇談会に参加されているメンバーの方からお話を伺い、こういう質問をさせていただいております。

このように、一般の方がそういう懇談会に入られ、その情報を私たちもいただいて、こうして議会で議論できるということは、とてもありがたいことだなあというふうに思っております。こうして、物事が前に進んでいくということは、とても大切だと思います。

ただ、こども館ができた後、そういったことを進めるみたいな話だったんですけども、もちろんちゃんとできて、その機能を果たせるようになってからというのはいいかも分かりません。できればそういうことだけではなくて、できようができまいが、そういう形で進んでいってほしいなあということが1点と、先ほど言いましたように、実は青森市というのは1枚物のA4の表裏の非常に分かりやすいリーフレットを作っておりますし、ユニセフにはカードゲームでゲームをしながら条例の内容をみんなで勉強するみたいなものもできています。そういったものを児童・生徒たち、学校全体として、今後もちろん教育委員会との打合せというか、確認も必要だとは思いますが、そういうみんなと一緒に、子ども・子育て会議じゃなしに、さっきの子供会議とか、そういうところではなしに、懇談会とかじゃなしに、全部の児童・生徒が関われるような形で普及啓発に努めていただきたいと思います。お考えはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 御質問にお答えする前に、私の子どもの権利条約に対する思いを、少し個人的な体験を踏まえてお話しさせていただきたいと思っております。

岐阜市長良に児童養護施設「日本児童育成園」というのがあります。岐阜東南ロータリークラブでは毎年その子供たちを回転ずしに招待するという事業を継続しております。その関係で、私自身もこの育成園を訪問したり、あるいは施設の方々からお話を伺う機会が何回かありました。

ここにいる子供たちは、本当に小さい子から高校生まで、いろいろな事情で親元を離れて暮らしている子たちばかりであります。その理由の大半が虐待とかネグレクトとか、そういった非常に辛い体験を受けてきた子供たちであります。

私、実際にその子供たちに会って話をしたり、あるいは施設の方々とは交流する中で感じたのは、子供というのは生まれてくる環境も親も選べない。今、こういう虐待やネグレクトを受けている子供たちは何の罪もないのに、たまたまそこで生まれたために非常に苛酷な生活を強いられているという。これは本当に理不尽であると思っております。

子どもの権利条約といいますと、世界的には飢餓とか戦争とか、そういったことをイメージするわけですが、この恵まれた日本社会の中においてでも、まだまだ光の当たらない子

供たちがいます。

先般、ユニセフでしたでしょうか、子供の幸福度の調査があったんですが、身体能力は調査の中でもトップクラスだったんですが、今自分が幸せかという幸福度は最低ランクだと聞いております。これはひとえに我々大人の責任ではないかというふうに今、痛感しておるところであります。

そういった意味におきましても、子どもの権利条例の制定は必要で、重要だと思っております。ただ議員が言われたように、ただ条例を制定しておしまいでなく、しっかりと大人たちに根づかせて、そしてみんなで子供を守って健やかに育てていく。全てはやっぱり平等の環境の中で育てていく。それをやっていくのが我々行政であり、また議会の皆さんの責務だと思っております。

ですので、こども館の中で大きな理念としては掲げておりますが、これからも様々な機会を通じ、そういったものを訴え、皆さんが共通認識を持てるように。子供の権利を守る、そして豊かで情緒あふれる環境で育つ、そういった権利を認める、それはやっぱり大人たちがともに共有していく。そういった社会をつくるためにもできる限りのことをしておきたいと思っておりますが、ただ今、具体的にどういう方法がいいのか、どういうのが効率的なのか、少し分かりませんので、またそのあたりは皆さんや、あるいはそういったことにたけている専門家の方々と話をしながら進めていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 町長のお話をありがとうございました。

私もその意見には全く賛成であります。先ほど、全ての児童・生徒にという話をしましたように、基本的に児童・生徒というよりは、実は一番に保護者の方に理解をしてもらわなければならないということでもあります。そのために、子供たちに教えるというのが一番早いという考え方に基づいて発言をさせていただきました。

実際に、保護者を通じて子供たちが影響を受けて、差別をしたり、いじめをしたりということというのは往々にしてあることであります。現に、そういう保護者からの問題を受けて、例えば具体的に言うと発達障がいの子たちが非常に生きづらい思いをしている。保護者の中にも、とてもそれを表に対して公言できない、家族の中で負のスパイラルに入ってしまったという御家族の話もよく御相談を承っております。

そういったことで、こういった理念を大人たちに普及させるということが一番本当は大事なんですね。先ほどお話したように、子供に義務を課すのではなく、義務が果たせる大人に育てていくのが今の大人の責任だということでもありますので、多分意識としては共通していると思っておりますので、町長、ぜひとも前向きに一步一步進んでいっていただきたいとお願いを申し

上げます。

教育長、大変ありがたい答弁をありがとうございました。

1つお願いなんですけど、もし町のほうから学校を通じて、こういうことの勉強をしたいということがあったら、ぜひとも積極的に協力をお願いしたいんですが、その辺はいかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 遠回しな言い方になってしまうかもしれませんが、条例の制定に当たって、例えば今、子どもの権利条約は実際に存在をしている。そうしたことを子供たちが知っているかどうかというのは、その辺がまだ曖昧なところがあるんです。けれども、そういうのがあるんだよということを知らせる中で、今子供たちの生活を見たときに、いろんな苦しさとか、思いが多分あると思う。例えば笠松町がこういう条例を制定していくときにどんなことを大事にしていくといいのかなあという子供の考えを、それが文言になるかどうかは分からないけれども、子供自身が自分の人生を考える。自分を大事にするということはどういうことなんだということを考える。自分を大事にするということは、言い換えれば他人もほかの子も同じ権利があるわけで、ほかの子を大事にするというのはどういうことなんだということ、それを通して多分学んでいけると思うんですよね。

なので、そういった場というのをやっぱり大事に、一つの機会として考えていきたいなと思っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 今回は大変前向きな答弁を町長からもいただいて、お考えもいただいたというふうに思っていますし、教育委員会からも基本的に協力的な対応をしていただけると私は受け止めたので、今回の質問はこれで終わらせていただきます。本当にありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

4番 尾関俊治議員。

○4番（尾関俊治君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についての質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、中国武漢市より中国全土、そして世界に感染していく様子を目の当たりにして、多くの国で今もなお尊い命が失われております。緊急事態宣言が4月16日に発出され、不要不急の外出と3密を避ける生活が始まり、5月25日に解除になりました。その間、町長をはじめ、町職員の皆さん、また教育長をはじめ、教育委員会と学校の先生方が感染症対策に全力で取り組み、環境の整備に努めていただきました。当然、解除以降も尽力していただいております。これからも、我々議員も一緒になっ

てコロナ対策を頑張っていきたいと思っております。

そこで、1つ目の質問ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止に対するこれまでの笠松町の対応、取組について、改めてお聞かせください。

2つ目の質問ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止に対するこれまでの教育現場での対応、取組についてお聞かせください。

次に、新こども館についての質問をさせていただきます。

こども館は、児童、乳幼児の心身の健康を増進し、その情操を豊かにし、健全な育成を図ることを目的とした施設であります。こども館では、遊びを中心とした様々な体験を通して、子供たち一人一人の個性を尊重し、自主性や社会性を身につけられるような取組をしております。

現在のこども館は昭和43年に建設され、老朽化と借地であるため借地料が年間約200万円かかるという2つの大きな問題を抱えております。

そこで1つ目の質問ですが、新こども館建設について、これまでの経緯についてお聞かせください。

2つ目の質問ですが、今まで3回、笠松町新こども館建設事業検討懇談会があったと思いますが、現時点での新こども館建設の構想について、町長の考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 尾関議員さんからの新型コロナウイルス感染拡大防止に対するこれまでの笠松町の対応、取組についての御質問に対する答弁をさせていただきます。

当町における新型コロナウイルス感染症への対応については、町長を本部長とする笠松町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対策を協議、決定しております。

この対策本部は、政府の緊急事態宣言が発令された場合において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置するもの、またそれ以外にも笠松町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、町の判断で設置するものがあります。

町では、まず1月15日に国内で感染者が初めて確認され、その後の国内の感染動向等を踏まえ、任意の笠松町新型コロナウイルス感染症警戒本部を1月30日に設置し、2月28日には同月26日に県内で感染者が確認されたことを受け、町行動計画に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部に体制を移行しました。

その後、4月7日に政府の緊急事態宣言が発令されたことにより、新型インフルエンザ特措法に基づく対策本部を設置いたしました。政府の緊急事態宣言が5月25日に解除されましたが、その後も引き続き、町行動計画に基づく対策本部として、現在も設置しているところであります。

この対策本部におきましては、3月から町の主催する各種事業・会議の自粛、また公共施設の一般利用の自粛を決定し、その後の状況に応じて期間の延長などを決定し、4月6日の対策本部においては、県内で感染が拡大傾向であることから、町内から感染者を出さないことを最優先に、中央公民館などの施設の休館を決定しました。あわせて、3密を避ける、手洗い・うがいの励行などの感染防止対策の周知をホームページ、LINE、防災行政無線を活用し、行ってきたところであります。

また、役場等の施設におきましては、消毒液の設置や窓口へ感染防止対策フィルムを設置したほか、町職員の勤務体制についても在宅勤務の導入及び会議室を活用した分散勤務を行い、感染防止に努めてまいりました。

そのほか、4月と6月には町、町議会、町内会連合会、商工会、社会福祉協議会が情報共有及び意見交換を行うための調整会議を開催し、笠松町一丸となって感染防止対策に努めてまいりました。

現時点では、県内の感染状況も小康状態となり、県独自で発令しておりました第2波非常事態宣言も解除されておりますが、完全な終息は見通せず、引き続き警戒が必要な状況となっております。

今後、インフルエンザが流行する季節を迎えることもあり、引き続き感染症に対する自衛策が非常に重要となってきますので、広報、ホームページなどの活用や人が集まる機会を捉え、感染防止策の周知徹底を図っていきたいと考えています。

2番目の御質問、新こども館の建設のこれまでの経緯についてお答えさせていただきます。

初めに、現こども館の現状について説明させていただきたいと思っております。

現こども館は、昭和43年1月に開所し、築50年以上が経過しており、老朽化が著しく、さらに建物面積の3分の2が借地であり、年間約200万円の借地料がかかっております。また、近くに大きな病院があり、周辺の交通量が多く危険であるとともに、今後新たな増築計画の予定があるとも聞いております。

これらのことから、防犯上のことも含め、今後子育て支援拠点施設として、安全で安心して利用していただくことが困難になることが予想され、早めに対応する必要があると考えております。

このような課題のある中、児童や子育て世代の方々ニーズに応えることができ、さらに将来にわたり子育て支援を充実していくため、今後のこども館の在り方について検討することになりました。

検討するに当たり、行政だけで検討するのではなく、広く多くの方々から御意見を参考にしたいと思い、主任児童委員、子ども・子育て支援団体、保護者及び町内代表、学識経験者などからの14名、公募による参加者6名の合計20名のメンバーで検討懇談会を開催することにしました。

た。

現在までに、3回の懇談会及び他市の2か所の児童館の視察を行いました。

懇談会の意見の中では、中央公民館や下羽栗会館、笠松小学校などの既存施設の活用等の意見もありましたが、それらの施設が老朽化していること、構造的に改修にも制限があること、園庭などのスペースがないこと、一般の人も利用することから、安全性やプライバシーの確保に問題があること、学校との管理区分の関係でお互いの活動に支障が生ずること、とりわけ不登校の子供におきましては、学校自体がNGの場合があることなどの御意見があったとともに、それぞれの施設の利用目的が異なるため転用が困難であることなどの課題もあり、様々な検討をした結果、交通量も少なく、静かな環境で地形的にもまちの中心部に近く、遊休地となっている桜町に新設することが資産活用という観点からも望ましいと考えております。

また、その土地が防疫組合跡地であることに対し、長年にわたり風評があり不安を抱いている住民の方も一部に見えますので、この機会に埋設物調査や土壌調査を行い、その不安を解消したいと考えております。

なお、松枝地域、下羽栗地域の方には移動こども館などを検討しており、利便性の向上に努めていきます。

今後の基本設計につきましては、検討懇談会での意見を参考にしながら、低コストでできるだけ維持管理費がかからない建物を考えています。

続きまして、現時点での新こども館の構想についての答弁をさせていただきます。

人口減少時代の中、笠松町のような小さな町が生き残るのには魅力ある子育て支援や子供や若者に視点を置いたまちづくりが欠かせません。ただ、一方で無償化などの現物給付は恒常的に財政負担を強いることになるため、得策ではないと思っております。笠松町を発展させるには、町に付加価値を与えるブランド化が必要だと考えています。

今回の新こども館におきましても、川島議員の質問にお答えしたように、子どもの権利条約の理念を具現化した施設にしたいと考えており、具体的には様々な事情を抱えた子供たちがプライバシーを守られつつ心を癒やす場所、周りの大人たちがそういった子供に対し、そっと寄り添って手を差し伸べられる空間にしたいと思っております、その一環である「ことばの教室」を併設したいと思っております。

新こども館を通して、子供や若い人たちを大切にするまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

また、建設に当たりましては利用する子供たちの意見を積極的に取り入れ、建物にも子供たちの意向や作品を形として残したいと思っております。

また、地域防災という視点から、一時避難場所としての機能や地域住民の行事並びに交流の場としての活用についても考えているところであります。以上であります。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 尾関議員さんの1つ目の御質問、新型コロナウイルス感染拡大防止に対するこれまでの教育現場の対応、取組についてお答えをします。

令和2年2月27日、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国からの臨時休業の要請を受け、学校は休業措置を取りました。当初は、新年度の4月7日に学校再開を予定しておりましたが、入学式と始業式を行うことができたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、休業措置は継続をされました。

2度にわたる休業措置期間の変更を経て、5月の最終週には登校日を設け、6月1日からは分散登校ではありましたが、学校を再開することができました。

そして、6月15日からは通常の日課で学校生活がスタートし、7月の末には前期前半の教育活動を終えました。そして、18日間の夏期休業日を終え、8月19日から前期後半の教育活動を進めているところでございます。

臨時休業期間中の学校の対応といたしましては、学習プリントの作成と配付、学習動画の作成、配信、電話による学習相談等、児童・生徒の学習保障に関すること。

2つ目として、電話訪問やオンラインミーティング等、児童・生徒及び保護者の心身の健康状態の把握とケアに関すること。

3つ目としましては、福祉子ども課と連携した児童クラブの開設と受入れの調整に関すること。

4つ目としましては、学校再開に向け、授業や休み時間、給食時間、掃除時間等における児童・生徒の動線をイメージした諸準備と留意事項の確認などを行ってまいりました。

学校再開後は、特に新型コロナウイルス感染症防止と児童・生徒の心のケアに重点を置いて、ガイドラインに沿った学校運営に努め、7月31日、無事に前期前半の教育活動を終えることができました。

なお、学校再開に関わり、本当に暑い中でございましたけれども、児童・生徒の登下校の見守りをはじめ、マスクの提供、あるいは学校環境の整備等、町民の皆様の温かいお心遣いには本当に感謝をしております。ありがとうございます。

夏休みを終え、8月19日からは前期後半の教育活動が始まりましたが、これ以降については現在の対応についてお答えをしたいと思います。

児童・生徒の学びを保障するための原点を考えたときに、何よりも健康、安全であると考えております。したがって、現在も新型コロナウイルス感染防止と酷暑に対する熱中症対策を第一に進めております。

前者に対しては、毎日の健康管理チェックシートによる体調把握とともに、3つの密の防止、教室内換気、マスクの着用、手洗いの励行、児童・生徒の下校後の消毒など、日常の衛生管理

を徹底しております。

後者に対しましては、学校ではWBGTを基にした教育活動への配慮、空調による気温の管理、十分な給水、下校時に向けた塩分チャージタブレットの配付など、また登下校においては冷水マフラーの着用、家を出る前の水分や塩分の摂取、気温状況とソーシャルディスタンスに応じたマスクの着脱、日傘の使用等により予防対策を講じております。

児童・生徒の学習につきましては、長期休業を余儀なくされたことに伴い、夏季・秋季休業日の短縮、削減、行事等の精選、各教科の指導計画の工夫によって、標準授業時数を確保するとともに、児童・生徒がじっくりと課題に向かい、考え、交流するなど、学び合いが生まれる学習、大きな負担がかからないような授業になるよう留意して進めておるつもりでございます。

また、こうした学習活動を行う中で、GIGAスクール構想に向けての環境整備が進められております。児童・生徒1人1台のタブレットパソコンの活用にあたっては、教員研修を経て、学校における授業での活用、そして家庭に持ち帰る学習へと段階を踏んで計画的に進めてまいります。タブレット端末は高価な道具であること、また情報モラル等、人権に関わる問題が発生する可能性もあることから、児童・生徒は保護者に対して、使用上の約束を周知し、円滑に導入、活用が進められるよう努めてまいります。

さらに、学校行事等も児童・生徒にとっては大変意義深い教育活動であると考えております。したがって、例年のような運動会等はできませんけれども、学年ごとに分けて競技内容を工夫して体育の時間等で実施をしたり、あるいは修学旅行では行き先や日帰りのできる活動内容を検討し、実施したりするなど、代替となる活動を位置づけて実施する方向で進めております。

いずれにいたしましても、例年と異なることへの対応に望ましい回答を示すことへの難しさを本当に感じております。学校に近い教育委員会といたしまして、今後の計画に基づいた見通しを持つということとともに、必要に応じてその都度、判断をしながら教育活動を進めてまいりたいというふうに思っております。以上で終わります。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） 本当に丁寧な答弁ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染拡大防止に対するこれまでの笠松町の対応、取組について再認識することができました。

再質問ですが、これからの新型コロナウイルス感染拡大防止に対する笠松町の対応、取組について、これは繰り返しになるかもしれませんが、町長からお聞かせいただければと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 最初の答弁でも申し上げましたように、引き続き感染防止対策は強化し

ていくわけでありますが、一方でやはり経済を回していくことも重要なところであります。また私自身が非常に危惧しておるのは、全て今、この間のようにほぼロックダウンに近い状況が続きますと、一般の人たちはもとより、特に助けが必要な方々への支援が滞ってします、そういった現状もあると思います。

ですので、もちろん感染対策をしっかりする、そういった密にならないというようなことも含めたのが前提であります。進めるところはしっかりと進めていき、少しずつ社会を回していく、そしてそこからこぼれる人を出さないように努めていく。

最近、ニュースを見ますと自殺者が非常に増えているというようなことが懸念されております。これも目に見えないコロナ禍の悪影響ではないかと思っております。そういった点も含め、なかなか影になって見えないところにもしっかりと光を当てながら、まだワクチンや特効薬ができるまで多少時間がかかると思いますので、長期戦のつもりで取り組んでいくので、また皆様方からお気づきの点があったら、どんな小さなことでも結構ですので教えていただけたら、またそれが早いうちでの対処のきっかけになると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） 町長の思いをしっかりと理解できました。ありがとうございます。

これからも新型コロナウイルス感染拡大防止対策をしっかりお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する、これまでと現在の教育現場での対応、取組については本当によく分かりました。

再質問ですけれども、今現在、学校の授業に関して、1クラス2教室使用しているということと、屋内運動場や体育館を使用していると思うのですけれども、3小学校と中学校の授業の対応について、もう少し詳しく教えていただければと思いますが、よろしいですか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 今、お話をいただいた授業については、中学校が2つに分けて、小学校は1つの教室でということで行っています。

いろいろ校長とも懇談をしながら、コロナ対策についてはどこの学校も念入りに慎重に進めているわけですけれども、最大限学校の環境を利用したいというような校長の強い思いがございまして、中学校については1人の教員で、必ず教員がついて2つの教室で行って、特に感染防止を意識した対応をしているということでございます。

いずれにしても、私が学びの保障ということをどう捉えるかが非常に大事だと思っております。これからコロナウイルスについてもいろんな研究がなされて、もっと特徴的なこと、どうすれば解消していくのかとか、そういったことがエビデンスとして分かってくると思うので、

それについて事実を受け止めて、学校でそれぞれ対応していくことが必要だろうと思っております。その上で、やっぱりオンラインでは学べないといえますか、1人では学べないといえますか、学校ならではの学びといえますか。要は、友達同士、仲間同士の関わりというのをやっぱり大事にしながら学んでいける、そうしたことが本来の学校教育における学びの保障だというふうに捉えております。

小学校では1学級で、中学校では1学級を2つに分けて授業をしておりますけれども、友達同士の関わりという点においては、中学校もきちっと意識をして学んでいるということでございますので、今最大限、学校の環境を利用して、あるいは人的配置で対応してということで、今行っているという現状でございます。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） 教育長、ありがとうございました。

先ほどの1クラス2教室というのは小学校ではなくて中学校でやられているということです。恐らく体育館では1クラス全て入って授業を行うことができるかと思うのですが、2教室というのは、例えば1人先生がいて、もう一つの教室ではZ o o mなどを使ってやられているという形の考え方でよろしかったですか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） そこには必ず責任者といえますか、教諭、もしくは支援員が必ずついて、子供たちの様子を見ている。教室も2つに分かれているかもしれませんが、隣同士を使って、教諭が行き来をしたりとか、そういった形で行っているということです。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございました。

その中では、やっぱり問題がいろいろあると思います。例えば1クラス2教室使うという統制の難しさですね。1つのところで授業をして、片方はZ o o mで聞いていると、当然教員は見えるかと思うのですが、その統制がやはり難しいのではないかと私は思います。

あと、体育館、屋内運動場に関しては、2階のところでは4クラス入っていると聞いているのですが、1階でも当然やられている。そうすると、やはり周りの各クラスの音が気になるという問題もあるかと思います。

その辺のところはいろいろ問題かと思うのですが、一番大切な子供の健康を守る、それに重点を置いているのではないかと考えております。

しかし、学校では授業が肝となると思います。この体制というのは、いつまで続くかというのは、一応教育長、お答えいただければと思います。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） ちょっと遡りますけれども、本来は県立学校のクラスターが発生しなければ、通常に戻っていた状況でした。そこで、実は非常に大きな問題が起きて、こちらも何とかしなければならぬという、そうした意識がまた最沸騰というか、出てきて、そして前までやっていたものをちょっと継続しようということで続けております。

当然、下火になってきて、大丈夫だというような環境ができれば、元どおりにしますけれども、できるだけクラスというものは大事にしたいということを思っております。またこのことについて校長にも伝えて、学校経営に生かしてもらいたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。

先ほども言いましたけれども、やはり学校というのは授業が一番の肝となると思います。各教科の指導の工夫等をしていただいて、新型コロナウイルス感染拡大を防止しつつ、良質な授業をしていただくことをよろしく願いいたします。

次ですが、これからの新型コロナウイルス感染拡大防止に対する教育現場での対応、取組について、これも繰り返しになるかもしれませんが、もう一度、教育長のお考えをお願いできればと思います。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 先ほどと重なるかもしれませんが、コロナウイルスに関する情報というのは本当に変わってきているということを思っています。やっぱりその事実というのをきちっと受け止めて、コロナウイルス感染防止については対応していきたいと思っています。

文科省からも、当然、県を通じてガイドラインというのは出てまいりますので、そのガイドラインに沿いながら進めていこうというつもりでおります。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。これからも対策をよろしく願いいたします。

次の質問です。これに関しては平成29年6月に私、一般質問させていただいたものとほぼ同じなんですけれども、新型コロナウイルス感染拡大の予防になると思ひまして、質問させていただきます。

歯磨きを徹底させることで様々な病気の予防ができます。歯をブラッシングしているほどインフルエンザの罹患率が低いことがアメリカの研究等で分かっております。また、定期的に歯科健診を受けている人は感染症にかかりにくいということも分かっております。

つまり、新型コロナウイルスにも有効なことは明白です。歯磨きを今以上に徹底させてはど

うでしょうか。町長と教育長の考えをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 歯磨きのインフルエンザなどの感染防止の有効性につきましては、歯科医療関係者から各種の発表がされておまして、新型コロナウイルスにおきましても一定程度、感染防止の有効性があるものと考えております。

実は、私も毎月、歯医者さんへここ一、二年、定期健診へ行っているんですが、おかげさまでこのところ大きな風邪もひいていない。これも一つ、効果があったかなと思っているところであります。

ただ、一方で新型コロナウイルスに感染している人の唾液にもウイルスが混入していることもあることから、歯磨きのタイミングをずらしたり、歯磨きをする場所の環境を徹底するなどの予防策も併せて行う必要があるといった見解も示されております。

また、歯磨きを含みます口腔ケアにつきましては、こうした感染予防だけではなく、認知症予防、介護予防についても効果があるとの報告もありますし、また本来の目的であります虫歯や歯周病予防の点からも推奨していく必要があるとは考えております。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 歯磨きについてでございますけれども、各学校それぞれ給食後に歯磨きをしています。今までは、給食を食べ終わった後にみんなで一斉に水飲み場へ行って、そして歯磨きをしていたそうなんですけれども、この感染防止ということを考えて食べ終わった子から随時そちらの蛇口へ行って歯磨きをしているということですので、毎日毎日、給食後の歯磨きというのは行っていると聞いております。

それから、フッ化物洗口を1週間に一遍、それぞれ時間は違うかもしれませんが、各学校で行っているということで、今後もそれを続けていくとともに、感染防止にも留意をしながら、その方向について危険性がないかどうかを確認しながら進めていきたいと思っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

先ほど町長は1か月に1回ということでしたけれども、すごく素晴らしいと思います。関連質問になるんですけれども、私としては、将来的に自分自ら歯科医院に出向いて、三、四か月に1回は歯の定期健診を受ける大人になってほしいと願っております。

そのためには、やはり保育園、幼稚園、そこまでは親の手が借りられたりというか、しっかり歯を磨くことができたりするのですけれども、やはり小学校になってからというのは、親の手が離れたりとかして歯磨きがおろそかになるということがあると思います。

ですので、小学校での歯科健診を先ほど町長も言いましたけど、例えば1か月に1回にして、そのたびに歯磨きの指導と歯磨きの大切さを教えていくというのはどうでしょうか。教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 学校保健安全法は、6月31日までに健診を1回実施するという法的なものです。歯を大事にするということはとても歴史のあることだし、8020問題もありますので大事にしてもらいたいと思うんですが、実際、学校現場を見たときに、歯科健診を1回行うことはとても大変です。それぞれの学校に4人の歯科医師さんが来ていただいて、その調整であるとかミラーの準備であるとか、あるいは行事の位置づけであるとか、それを月1回は本当に想像を絶することで、年2回といってもなかなか難しいのが現状です。できることなら、その大切さを今度は歯科医さんへ行って健診していただく。そういう形に持っていくのが学校ができる今の最大の努力できることなのかなと思いますので、お話を伺って、今日はこの場でこういう答弁をさせていただきます。よろしくをお願いします。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。

さすがに1か月に1回というのは厳しいのかもしれませんが、例えば4か月に1回とか半年に1回。中学校はいいとは思いますが、小学校での歯科健診をしていただくと私はうれしいと思います。

小学生のうちから歯の大切さを理解して、食事をした後は歯を磨かないとちょっと気持ち悪いと思うくらいになってほしいと私は考えております。そして、最終的には一生、歯をしっかりケアできる大人になってほしいと考えております。そのことが本人の人生にとっても素晴らしいものになると思いますし、笠松町にとっても医療費削減に必ずこれはつながると思いますので、よろしく願いいたします。これは要望とさせていただきます。

次に、新こども館についてですけれども、先ほど答弁がありましたように、松波総合病院、現在の北館と南館の間のパーキング1、そちらに建物を建設する予定と聞いておりますし、今でも周辺の交通量がかなり多くて危険だと思います。

少し前ですけれども、私の父親もこども館のすぐ近くで交通事故をしております。相手が町外の高齢者の方で、止まれの標識に気づかずにノンストップで突っ込んできたということだそうです。体は無事であったのでよかったのですが。

その点、桜町の土地というのは、私、住んでおりますけれども、目の前ですので、本当に交通量が少なくとても静かな場所になります。1本、大通りから中に入っておりますので、とても静かな場所であります。

ただ、先ほどの町長の答弁にあったのですけれども、防疫組合跡地ということで、長年にわたって風評があります。やはりその辺は徹底的に埋まっているものの調査と土壌の調査を行っていただき、不安を解消していただけるということですので、それは本当に近くに住む住民にとっては非常にうれしいことだと思っております。

また、町長の新こども館への思いというのも、もう先ほどの答弁の中で十分理解をさせていただきました。今の構想を検討懇談会メンバーとともに具現化していただければと思います。私も、微力ながら力になればと思っております。

改めて、もう一度、町長の新こども館建設への思いを聞かせていただければと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんへの答弁にもお答えしましたが、ただ子育て支援で今までのように子育てしているお母さんたちが子供を連れてきて遊ばせたり、あるいはお母さんたちの交流の場というだけではなく、笠松町の子育て支援、あるいは子供や若者への支援の象徴的なものにしたいと思っております。

先ほどの答弁にありましたように、笠松町、財政的にも、また私の個人的な考えからしても、いわゆる無償化といったものはこの町にはふさわしくないと考えておりますし、またこれは1回やれば10年、20年と続けていかなきゃいけない。そうすると、恒常的に財政負担がかかってくると思えます。

こうした中、特徴ある子育て支援ということを考えた場合に、1つシンボリックなものも必要ではないかと思っているわけであります。

ただ、これまでのような公共施設のイメージとは、大きくかけ離れたものを考えていきたいと思っております。よく豪華な建物で、あるいはデザインに凝ったためにメンテナンスやあるいは維持管理費がたくさんかかるというのではなく、本当にシンプルでいいと思います。お金をかけずに。今回懇談会のメンバーさんにもいろいろ意見をいただいているのです。特に子供たちがそのこども館に対し、こんなようなものを造りたい、こんなような活動をしてみたいという。そういうのをすぐには全部はできないかもしれませんが、その中で話し合っ、いろいろ検討して、あるいは試しにやってみたり、そんないろんなことをしながら、どんどんよくしていく。それは行政が上からじゃなくて、民間の利用者、そしてその子供たちがそうした活動を通して、10年、20年度、その経験がきつとこの笠松町にとっては大きな資産になると思えます。私は、これは未来への投資だと考えています。

よく言われます、仏造って魂入れずの施設ではなく、先に魂があって、それを造る、それとしての器、そういったものがこのこども館に限らず、これからの公共施設には必要ではないかというふうに考えておるわけでありますので、ぜひともそのあたりのこと、またいろいろと御意見賜れましたらありがたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。ぜひ町長の思いの詰まったすばらしい建物になるようよろしくお願いいたします。

今回の2点の質問、新型コロナウイルス感染拡大防止対策と新こども館建設についてさせていただいたんですけれども、笠松町と議会と関係各位と一丸となって頑張っていければと思っています。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

新人議員で、前回のときは手が震え、手元しか見えなかったんですが、今日は少し落ち着いて質問させていただきたいと思っています。

まず、インターネットオンライン活用についてを質問します。

笠松町のフリーWi-Fiの使い方ですが、先般笠松町では、公民館や役場をはじめ、フリーWi-Fiの環境を構築されました。私も早速利用させていただきましたが、このフリーWi-Fiを利用するために以下のことを設定しなくてはいけないということが分かりました。

まずは、スマートフォンの設定の中で、このWi-Fiの設定をするのですが、個人のメールアドレスをそこに入力しなくてはいけない。そして、その入力したメールアドレスに今度は笠松町から返信がすぐ来る。その返信が来たメールを見まして、そのメールの中に書いてあるURL、つまりホームページのアドレスですね。そこをクリック、タップしながら、またそこからへアクセスする。そのアクセスをし、接続開始というところをクリックするという流れになっている。

その接続をしてからも、1時間たつと自動的に切れる設定になっています。1時間で切れましたら、それをまたすぐつなぎ直すということを行うことになるのですが、1日3回までの接続が可能という設定にされているんですね。

これを私も一通りやりましたときに、果たしてこれは町民の、特に高齢者に対して、この制

限をいろいろと設けたことというのはハードルにならないのかということをおもいました。

高齢者にとって、個々のメールアドレスを常に認識しているかどうかということもすごく感じたところですし、またそれをスマートフォンに入力しなくてはいけないというところにおいて、非常にそれはたやすいことではないということをおもいました。

私も仕事柄、スマートフォンの講師というものをさせていただいておりますので、高齢者の方に限らず、いろんな方と接してはいるのですが、メールアドレスの中にはちっちゃな記号のようなものも全て含まれていますので、こういうものを一つ一つ間違えずに設定していく、入れ込むというのはハードルが高いんじゃないかということをおもいました。

また、キャリアメール、つまりドコモとかauとかからもらった携帯電話のメールですね。そのメールには、迷惑メールを設定している方がすごく多いですね。セキュリティーの設定というところにはなるんですが、このセキュリティーの設定を施していますと、今回でいくと2段階認証というんですが、笠松町からのメールを受け取るということができない設定になっているスマートフォンもあるんですね。そういう方になると、幾ら一生懸命メールアドレスを打ち込んでも、手元に今度は届かないということになり、結局はフリーWi-Fiを利用することができないという結論になっていってしまうわけです。

特に、このメールアドレスというのは、私もスマートフォンを長年使っておりますが、現状でいきますと、メールアドレスを使って人との情報の共有というのは少なくなってきています。どちらかといいますとLINEとか電話番号を通じたショートメールというものですが、そういうものを今は私自身も利用することが非常に多くなっておる中で、メールアドレスというのは少し逆行しているのではないかなあということもおもいました。

利用者を把握するためとか、先ほど言った3時間という制限も、学生たちが使うようなときにゲームなんかを公民館でするなんていうことが懸念されるということもあり、長時間できないようにするための策であるということをお聞きしまして、それも1つは分かるのですが、いかにも町民が気軽に使いやすいWi-Fi環境という部分には、ほど遠いのではないのかということをおもいました。

私もこういう仕事をしておりますので、いろんな認証の仕方というのも自分で体験したこともあるのですが、電話番号での認証であったりとか、簡単な数字3文字ぐらいの認証であったりとか、日々の暗証番号を変更するタイプであったりとか、業者によってはもっと簡単でかつ安心なものを使われているところもあると思います。

今回の構築されたこのWi-Fi環境をどのように思われるのか、また今後早急にこういう環境を整えられることができるのかどうか。その辺をまずお聞きしたいところでもあります。

続きまして、同じくインターネットオンラインの活用についてというところの流れですが、リモートワーク、テレワークへの取組についてというところで質問します。

コロナ禍で会社へ行けなくなった、また仕事なんかを家庭やホテルですというリモート、テレワーク方式を採用される個人や会社が増えてまいりました。ただ、家庭で仕事をするには、家族がいたりテレビがあったり等で環境がよくないとか、学校が休校になれば子供や家族が家にいることも考えられ、家ではなかなか仕事ができないということが考えられる方も多いと思います。

そんな中、全国の自治体等では、公共の施設の1室をリモート室として貸し出されているような活動をされている自治体も多く見受けられます。笠松町でも、公共施設を利用し、リモート可能な部屋などを準備されてはどうかということを思います。

このWi-Fi環境とパソコンが数台設置されているというだけで、利用者も便利に使用できたり、テレワークだけではなく、今リモート会議という、先ほど中学校がZoomというものを使ってというのも言うておりましたが、こういうリモートで会議をしたりすることも今はできるようになってきております。

これからの会議の在り方は、リモート会議が主になってくることも考えられておりますので、ぜひコロナ禍の対策として、笠松町としても検討願いたいところであります。

また、笠松町の立地は名古屋にも近く、名鉄1本で名古屋に行けたり、あと東京、大阪へも新幹線等でも羽島へ名鉄が乗り入れ、そこからすぐ東京、大阪へも行けるという非常に便利な立地条件であるということは常に思っております。

この公共施設のリモート可能な部屋のみならず、町内の空き家やアパートの空き部屋1室等、都会の方に貸し出すというような、そんなことをされると、都会の人、東京、大阪も含め、そういう方がまた笠松に移住され、笠松で仕事ができ、急な出勤ということになっても笠松であれば、すぐまた出勤ができる。そんな立地条件でもあるので、そういう都会の方にでも部屋を貸し出されるような工夫などをされれば、より進展されるのではないかと考えておりますが、この辺も含め、どうお考えなのかをお聞きしたいです。

続きまして、ごみ有料化における生ごみ処理についてを御質問させていただきます。

現在、笠松町ではダンボールコンポストをはじめとするコンポストの補助金を設定され、町民にもよりコンポストを買いやすくされておられます。現在の普及には、補助団体である羽島環境の会さんが中心となって普及に努められておられますが、まだまだ町民には認知されておらず、現在笠松町におけるダンボールコンポストの利用者は、昨年度は年間50人程度でした。

体験会なども開かれておられるようですので、その50人に対して、あと20人ぐらいは体験会に来られておられるということですが、使用個数でいきますと年間で116個のコンポストを使われている。体験会に来られた方には無料でコンポストを今体験で使っていただくというようなこともされておられますので、110個プラス20個ということにはなるのですが、このダンボールコンポストというのは、1個で3か月間使えます。3か月間で家庭の生ごみを約50キログ

ラム分、堆肥に変えられるというコンポストなんですね。

なので、50キログラムの生ごみを減らすことができるので、昨年度はざっと計算をしますと6,000キログラムの生ごみを堆肥に変えることができたという計算になるわけです。

ただ、50人程度では、これはまだまだ普及しているとは言えません。来年より、笠松町では可燃ごみが有料化されるという方向性を聞いておりますが、その可燃ごみの約37%が現在生ごみであるというデータが出ております。重量にすると、ほぼ半分以上が生ごみになっているのではないのでしょうか。

この有料化するというだけでなく、大半を占めるこの生ごみをどのように処理していくかということも考え、町民に提案していきながら、将来有料化ということ、方向性に行く必要はあると考えております。

その中で、コンポストは生ごみを堆肥に変えてくれるということで、できた堆肥は野菜づくりや家庭菜園にも利用できます。また、循環型社会の代表的商品でもあると考えております。

このコンポストへの取組は岐阜市では職員がアドバイザー資格を取って、前面に立って普及に取り組んでおられます。笠松町でも、この職員への負担というのも大変だとは思っております。今笠松町にとって、ごみ問題は最重要課題となっていると思いますので、ぜひもっと前向きに町として取り組んでいただきたいと思っております。

町民に対して、可燃ごみを有料化にして負担させればそれでいいということではなく、SDGsの活動の一環でもあるんですが、環境問題というものはレジ袋に始まり、ごみ問題というのは本当に笠松町のみならず全国、世界の最重要課題だと私は思っております。笠松町としてもこのコンポスト、ごみ問題というものにどのぐらい全面的に力を注いでいただけるのかということもお聞きしたいと思っております。

そこで、このコンポストを普及させるというために、指導や講師ができる人材の育成というものが必要であると私は考えています。そのためには、このコンポストアドバイザーがもっともっと笠松町にも必要になるのではないかと考えております。ただ、このアドバイザーになるためにはアドバイザー資格というものを持たないといけないということをお聞きしました。

このアドバイザーになるためには、試験を受けなくては行けないらしく、福岡で行っているそうです。福岡で1泊2日の試験を受ける。受講して試験を受けるというちょっと大変なことにはなるみたいなんですけど、2日間の講習を受けることになるので金額的にも試験の費用も含めると交通費や宿泊費も含めると1人当たり約10万円というところが現状であります。

アドバイザーのそういう講習会の費用の一部だけでも、笠松町から補助していただける政策をお願いできれば、このアドバイザーになる方も増えるのではないかと考えております。また、この試験を笠松町で行うこともできるということをお聞きしました。10人ぐらいの参加者を募

っていただければ、福岡へ行っていただかなくても福岡から指導員が笠松へ来ていただくことで、笠松で試験を受けることが可能であるということをお聞きしました。

私の家内も実はこのアドバイザー資格というのを持っておりまして、友達等に聞いておりますと、やはり10万円の自己負担は難しいが、アドバイザーの資格は取りたいという方は数人はいることを私は知っております。先ほどの岐阜市の取組なども含めると、近隣の市町村にもアプローチなどをすれば、10人という数字は決して難しい数字ではないと私自身は思っております。

そういう意味でも、このアドバイザー資格というものを取ってもらうために、少しでも笠松町の補助といいますか、そういうものをしていただければありがたいなと思っておりますが、その旨をお聞かせいただきたいと思えます。

先ほどから言っておりますダンボールコンポストにもいいことばかりではなくて、デメリット等もたくさん聞いております。野外でやらないといけないとか、面倒くさいとか、虫が出るとか、重たいとか。確かにデメリットというのもある中で、今後ダンボールコンポストを含むいろんな商品が世の中にも出てくると思っていますので、笠松町ではそういう新しい商品も含めまして、いち早く補助の対象にさせていただけるとか、そういうところも検討していただけるのかどうか。今後の話なんですけど、そういう活動というんですか、補助の対象にすぐ前向きにさせていただけるのかどうかということも含めてお尋ねしたいと思えます。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 問宮議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 問宮議員さんからの御質問に対する答弁を行いたいと思えます。

まず、インターネットオンライン活用について。新設Wi-Fi環境整備における認証方式変更の検討についてのお尋ねでございますが、当町では、施設利用者の利便性向上及び災害時における重層的なインターネット網への接続手段の提供を目的に、公共施設フリーWi-Fiとして、役場庁舎、中央公民館、福祉健康センターに環境整備をいたしました。

このフリーWi-Fiは、御自身のスマートフォンなどの通信契約の制限にかかわらず、高速でインターネットを利用することができ、多くの皆様に喜んでいただけるサービスであります。悪意のあるものからは格好の標的になり得るものでありますので、フリーWi-Fiの運用者である町と利用者である皆様の双方にとって、安全に運用する必要があると考えます。

不特定かつ多数の利用者へ提供するフリーWi-Fiでは、サービスの円滑な提供や不正利用の防止のため、適切な利用者情報を確認する必要があり、当町では総務省が発行するWi-Fi提供者向けセキュリティー対策の手引きに基づき、導入コストが安価であり、多くの自治体施設で導入しているメール認証方式を採用しているところであります。

また、このフリーWi-Fiでは多くの皆様にサービスを利用していただけますよう、インターネット接続における一定の通信速度の確保を目的に、利用時間と接続回数の制限を設けているところであります。

認証方法が分かりづらいとの御意見等は、これまで施設窓口ではお伺いしておりませんが、図解つきで分かりやすい手順書を作成し、職員より丁寧に御説明させていただきたいと思えます。引き続き、安全な運用に努めてまいるところであります。

続きまして、リモートワークへの取組に関し、公共施設、空き家、アパートをリモート会議室等に貸し出すことについての答弁をさせていただきたいと思えます。

御質問のリモートワークのため、その環境を町が整えることの考えといたしましては、現在のコロナ禍においては、企業等の感染拡大防止対策、移動自粛制限による会議ツール、人との接触機会の縮小等々の理由により、リモート会議などの手法が導入されており、国・県においてはテレワーク等の環境整備補助の拡充、サテライトオフィス誘致など新しい生活様式の実践、または働き方改革の推進のため、事業者向けの補助制度を創設し、支援を行っているところであります。

議員の言われる、町がリモートワークの場所を提供することについて、リモート、テレワークの就労環境整備については、基本的には事業主などが実施すべきことであり、すなわち企業あるいは商工業団体などの民間が主体となって行うべきと考えております。

町としましては、このコロナ禍の影響、対策等により、利用定員を減じているため、貸し出す施設に余裕がなく、また空き家、アパートの環境整備については、空き家等の利活用を考える上での一つの付加価値であるとは考えますが、企業等のニーズ、企業の地方移転の状況、今後の働き方の多様性、費用対効果等々を勘案し、民間が対応すべきところは民間に対応していただく、町として支援が必要と認められれば対応していくという方針であります。

続きまして、ごみの有料化における生ごみ処理について。ダンボールコンポストの活動と現状と今後の普及についてのアドバイザー講習会受講のための費用助成についてお答えいたします。

ダンボールコンポストは、生ごみを堆肥に変えることができる環境に配慮した減量方法の一つであると認識しております。ごみの減量のためのアプローチは、不要なものは買わない、商品や食材のロスをなくす、再利用できるものは繰り返し使う、水切りを徹底する、ごみの分別を徹底するなどの様々な取組があり、その中から各家庭で続けられる方法により実践することが重要であるため、1つの減量方法、活動に特化することは考えておりません。

そのため、ダンボールコンポストのみの普及及びその養成者育成のための費用助成については現在のところ考えておらず、今行っている講習会の活動により、普及・啓発をしていただきたいと考えております。

続きまして、新商品への補助、協力についてであります。この件につきましては、今お答えしましたように、ごみの減量は排出者が無理なく続けられることが重要であると考えております。議員の言われるような新しい商品であれば町民の方々も興味を示し、実践されることと思われしますので、今議会に生ごみ減量化推進補助金を拡充、実施するための補正予算を提案させていただきます。その中でさせていただきたいと考えております。以上であります。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1 番（間宮寿和君） 御答弁ありがとうございました。

まず、インターネット、Wi-Fi 環境の件でございますが、国からの指定のということで御答弁いただきました。もちろん、フリーWi-Fi の中でも、例えば喫茶店であり、スーパーであり、そういうところのフリーWi-Fi とは、公共施設が行うものはちょっと違うんだよということ、使っている人をきちっと把握していくということも必要であるということ。もちろんそういうことは重々分かっている中で、ただこのメールアドレスの打ち込み方というのはなかなか厳しいというところは常に思っているところではあります。先ほどの答弁の中で、今後手順書の作成をされるということで、また職員たちがそこを手伝って利用できるよにするという御答弁をいただきました。

そのようなことを早速対応していただきたいと思う中で、1 時間で切れてしまうというその設定ですね。これも、やはり子供たちのそういうことにおいて仕方がないとは思っていますが、いろんな会議等に参加していても、1 時間で終わる会議というのはなかなかないものでして、そのたびに切れたらまた接続とかというのをしなくてはいけないというところを含めたときに、この1 時間という時間をもう少し考えていただくことは可能なかどうかをお聞きしたいです。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私はインターネットのことはそれほど詳しくないんですが、ただ聞いておりますと、回線を水道管に例えると、一般の民間のと比べてちょっと細いわけです。それで蛇口をたくさん開けますと、当然出てくる水の量は少なくなり、回線速度が遅くなり、また途中で切断するということがあって、できるだけ多くの方に公平に使っていただくように今のところ1 時間という設定をさせていただいている。その点だけ、御理解していただきたいと思えます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1 番（間宮寿和君） 分かりました。町民の方もこのWi-Fi というものをどこまで使うかというのも、まだ構築されたばかりですし、今後のことだとは思いますが、笠松町民の方々

が本当にこれを利用し、本当に有意義に使っていただいたときに、また検討していただければいいかなあと考えております。

もう一つ、同じくW i - F iの中で、公民館と役場と福祉健康センターの3つをまずは構築していただいたのですが、今後笠松町民の人たちのもちろん使用頻度というところに併せてだとは思いますが、例えば松枝の公民館であるとか、下羽栗の総合会館でありますとか、もっとも笠松町のいろんな公共施設への構築というところを私はお願いしたいと考えております。将来的にの話でいいですが、そのお気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、設置しているところは避難所を中心にしておりますし、現状では拡充を考えておりませんが、今日発足します菅内閣におきましてはデジタル行政というのに非常に力を入れているとお聞きしております。

今後、国のそういう動向を見極めながら、もしそれが重要であるというならば、また検討していきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。

今、町長もおっしゃられたとおり、デジタル庁ですか、そのようなものも設置するなんていうことや、先ほどの学校の教育等にも関わってきますけれど、子供たちのタブレット化であるとか、そのような時代が本当にこういうデジタルというか、インターネット等を含めた社会に本当になりつつあるというのがひしひしと伝わってきます。笠松町民の皆さんにももっともこういうものに興味を持っていただくとか、このコロナ禍を通じて、本当に必要であるということを感じ取ったときに、必要であれば本当に笠松町としても柔軟に対応していただきたいと、お願いでもありますし、行っていただきたいと思っております。

また、先ほど御答弁いただきましたリモートワーク、テレワーク等の取組というものも、現状でいくと事業所にお越しということでもございましたが、例えば今のこのW i - F i環境どうこうという大それたことではなく、笠松町の公民館に幾つ会議室があるかちょっと存じていなくて申し訳ないですが、全ての会議室でW i - F iの機械であったりとか、パソコンであったりとか、プロジェクターであったりとか、このようなものがあるだけでリモート会議というものができたりします。

ですので、希望者には例えばW i - F iの機械であったり、パソコンであったり、プロジェクターであったりというのを設置されていない会議室等でも、すぐ使えるような体制というのをお願いしたいと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 補正予算で、そのあたりを今検討しておりますので、部長から答弁いたさせます。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

今回補正で提案をさせていただいておりますのは、モバイルW i - F i ルーターを導入する予定をしております。その貸出し等も考えておりますので、そういう関係でW i - F i に関しては対応していきたいと思っております。

あと、プロジェクターにつきましても、現在、役場の企画課で管理をしているプロジェクター等の貸出しは可能となっておりますので、そういう対応をさせていただきたい。パソコンにつきましても、中央公民館の視聴覚室で今回、19台ほど補正予算で提案をさせていただいておりますので、その中でも対応していきたいと考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1 番（間宮寿和君） ありがとうございます。

今の御答弁をいただきまして、これから会議などでリモートをやりたいという方が増えたときにでも対応していただけるということが分かりました。

それに通じて、今対応していただけると、補正で対応していただけるということなんですが、実際に使われる方がそのような体制になっているということを知らないと、もったいないということも非常に思うことがあります。これは、先ほどのW i - F i に関してでもそうなんですが、町民の方が気軽にレンタルであったりとか、どこの会議室でも利用できるんだよということを知ってもらえるような活動ということも含めて、今後お願いしていきたいと思っております。

続きまして、ごみ問題においてですが、アドバイザー等の費用というのは難しいというような御答弁をいただきました。

結構、新聞等でも、町長も見られたこともあるかと思うんですが、岐阜市さんが非常に今、このダンボールコンポストの取組をされておられますね。先週、1 週間ぐらい前でしたかの新聞にも載っておりました。岐阜市の職員の方々がイベントなどをやったり、ダンボールコンポストの普及に非常に市を挙げて取り組んでいるよというような記事が図つきで載っておりました。

先日、イトーヨーカドーへ家族で行っていましたが、1 階の食堂といいますか、そこでダンボールコンポストの講習会があったので、どこの団体が行っているんだろうと思ひまして、ちょこっとスタッフの人に聞きましたところ、そこにいる方々はほとんど岐阜市の職員の方でした。受付をされておられる方がN P O 法人の方だということで、そこに約10名ぐらいの方が

見えましたかね。その方々は全て岐阜市の職員の方がやっている。イトーヨーカドーまで出向いて、そういう活動を一生懸命、普及に取り組んでおられるという姿を見させていただきました。

もちろん、職員の数も岐阜市と笠松町は違います。笠松町の職員の方々も、今も私も見させていただいていますが、本当にこのコンポストに限らず、非常に御尽力賜っているということは私も重々分かっています。ただその50人というのはまだまだ少ない数であると思いますし、私もある程度、笠松町でやられている方々を存じ上げておりますが、悲しいかな、笠松町の職員の方でこのダンボールコンポストをやっているよ、実際やってこういう気持ちになったよ、こういう体験をしたよという方の御意見というのは、正直まだ聞いたことがございません。

なので、アドバイザーというところはなかなか難しいのかもしれませんが、職員の方も含め、私たちも含め、ごみ問題ということを本当に重要課題と考えたときに、少しでも減らしたい、ごみを減らさなくてはいけないということを本当に町民も含め、考えていかななくてはならない活動だということをお認めしていただけると思うのですが、1つだけ、今後、職員の方も含め、笠松町として、この生ごみ処理の問題にどのぐらい気持ちを入れて取り組んでいっていただけるのか、お聞かせいただきたいです。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ごみの減量化というのは、もうこれは避けては通れない問題でありますし、先ほど議員が言いました有料化というのは、目的ではなく、私はごみの減量化の手段としてやっぱりやっていくべきだと思っております。

ただ、先ほども答弁させていただきましたように、減量化の考え方というのは環境問題に対する関心が高まれば高まるほど多様化しているわけでありまして、確かに、ダンボールコンポストは非常に大きな重要なツールかもしれませんが、いろいろな考え方がありまして、ダンボールコンポストに特化するというのは、岐阜市の場合は4,000人近くおりますが、笠松町の場合は職員数約120人です。その中でそれをやって、なおかつまた減量化。もちろん減量化に対して一生懸命取り組むのは、これは我々の責務であります。なかなかそこへアドバイザーになってこういうふうにごみだけやるということになりますと、じゃあうちもこういう取組をしているから、またアドバイザーなり、こういった講習を開いてくれとなりますと、もうそれだけで多分ごみ行政というか、環境行政が回らなくなるおそれがあります。私の考えとしては、まず間宮議員をはじめ、民間の方々がそういった機運を町内で盛り上げていただき、そして、もうこれはダンボールコンポストしかないよと、これしかうちはないよというぐらい町の中で盛り上がれば、これはいや応なしに我々もそっちを向かざるを得ないと思います。

ですので、やはりこれからの活動は皆さん方、このNPOなり、こういった取り組んでいらっしゃる方の活動にかかっていると思いますので、ぜひとも御協力と御理解のほど、お願いし

たいと思います。

[1番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。

先ほど来、何度も言っておりますが、ごみ問題というのは本当に最重要課題であり、これは本当に避けては通れないということで、今も町長から答弁をいただきまして、決して笠松町としても横を向いているわけじゃないよということですね。今後も協力していただけるということは分かりましたので、これからもこういうダンボールコンポストに限らず、我々も含めて、本当にこのごみ問題に対してはきちっと取り組んでいかななくてはいけない問題だということを改めて認識させていただきました。ありがとうございます。

分かりやすい答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。また今後ともどうぞよろしくお願いいたします。これで終わります。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

2番 關谷議員。

○2番（關谷樹弘君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、笠松町における災害への備え、公共施設巡回町民バスの利便性向上、奈良津堤防と三角駐車場の利活用、以上の3つの事項についてお尋ねさせていただきます。

まず1つ目は、笠松町における災害への備えについてお尋ねします。

6月に笠松町全世帯に配付された災害ハザードマップでは、千年に一度の雨が降った場合が想定されていますが、先日の熊本の報道を見て、河川の水が簡単に氾濫したのを見ますと、千年に一度の雨が全く関係ないとは言えない状況となっているように思います。

また、近年強大化する台風などでは、おととしの千葉県のように屋根瓦が吹き飛ばされる被害が頻発しています。被災翌日からの復旧では、屋根を覆うブルーシートが不足し、通常の10倍ほどの価格で取引されたり、シートの貼付けにおいては不法業者が横行し、被災者がさらに被害に遭うなどが報道されていました。

笠松町におきましては、先日、岐阜東南ロータリークラブとの間で災害時の支援及び地域防災力向上の相互協力に関する協定が結ばれ、心強いばかりですが、そこへさらにテントやシー

トなどの災害時における物資の調達に関して備えられれば、町民に対してより一層の対応ができるのではないかと思います。

この件につきまして、被災地に赴いた経験のある方から以下のアドバイスをいただきました。

災害発生で役場が被災したら、役場前の駐車場全面にテントを張り、本部を設置する必要があると思われる。テントをはじめ、ブルーシートも災害時には専門店やホームセンターでも入荷しづらくなり、また価格が高騰するため、ネットワークを構築しておいたほうがよい。避難所においては、段ボールベッドのほか、新型コロナ感染者と思われる人との飛沫感染防止フィルムが必要になる。これも火が移らないよう、炎に耐える認定品が望ましい。以上4点です。

笠松町では、災害時の本部に十分な数のテントやブルーシートが何百、何千と必要となると思われることに対してどこまで想定され、テントやシートの適正価格での供給など、町としてはどのような策を講じられているのかをお尋ねします。

続きまして、2つ目は公共施設巡回町民バスの利便性向上についてお尋ねします。

町民の皆様が生活の足として便利に利用しています町民バスは、早朝便が増便され、また松波総合病院北館にバス停が増設されると広報9月号にあり、ますます便利になります。

これまでは、松波総合病院に行きたくてもどのバス停で下りればよいのか分からないという御意見がありましたが、これで解決されることとなります。

また、昨年のタウンミーティング以来、バスに関して町内の皆様から、できることなら30分に1本にしてほしい。長池や米野、柳津にあるショッピングセンターに止まってほしい。300メートルに1か所と言われるバス停ですが、炎天下で足腰の不自由な方がそこまで歩くのは大変。町全体を見渡すと、バス停の空白地帯が数か所あるなどの御意見、御要望をいただきました。

そこで町長にお尋ねします。

1. 町民バスは、現在東は米野から南は下門間まで、1時間に1本を2台体制で巡回し、運転手の休憩と時間調整を各終点で行っていますが、声の多い長池や米野のショッピングセンターにバス停をつくり、そこで10分ほどの停車調整時間を取られてはいかがでしょうか。

2. 最近では独居老人が増え、近くに商店がない地区が増えたため、買物難民の方も増えているとお聞きしております。そこで、現在運行中のバスに加え、買物専用の路線を曜日ごとにエリアや時間帯を決め増やされるのはどうでしょうか。また、その便で空白地帯を埋められてはいかがでしょうか。

3. 松波総合病院北館バス停ができたのでしたら、職員の方や予約等で午前8時頃には着きたい方もいらっしゃると思いますので、土日の始発は8時台からではなく7時台からにされると利用される方も助かるのではないのでしょうか。

4. 早朝便で中学生が朝練などで利用したい場合、無料で利用するとどのような状況になる

か、期間を設けて実証実験されてはいかがでしょう。

以上の4点につきまして、町長としてどのような策を講じられるかをお尋ねします。

最後に、奈良津の堤防と三角駐車場の利活用についてお尋ねします。

ほんの数年前まで、笠松の奈良津の堤防は春になると桜が満開となり、人々が集い、にぎわっていましたが、しかし、その桜の木々は伊勢湾台風の後に植樹され、間もなく70年を迎えることから、樹木が寿命となり、最近では台風などの強風で倒れる木が目立ち、堤防の3分の1ほどが伐採されることとなっています。

その奈良津堤防にあります三角駐車場も、ふだんは町に関する車両を止めたり、消防団の訓練に使用するなどと限られているように思います。また名鉄の踏切も幅員が狭く、頻繁に接触事故が起きていると聞いております。

この奈良津の堤防は、笠松町の中心に位置し、堤防を見ますと南は羽島保養センター近くにあります羽島市桑原前野の馬飼大橋から各務原市伊木の森の東にあるコンビニまで、約30キロメートルもの間、トイレも休憩するスペースもありません。

そこで町長にお尋ねします。

1. 老木となった桜の木は倒れる前に伐採されてはいかがでしょう。
2. 三角駐車場は処分が必要となった土砂があれば、それを引き取り、堤防の高さまで埋め立てて利用するのはいかがでしょう。
3. 埋め立てた三角駐車場は、それまでの何倍かに広がるので、そこへ道の駅をつくり、南東に30キロメートル、休憩所がないことを解消。道の駅では、町内の方は収穫された野菜やその他商品を持ち寄って販売し、雇用を生み出すようにするのはいかがでしょう。
4. 事故の多い堤防上の踏切は、広くなった堤防駐車場にて改修し、通行しやすくされてはいかがでしょう。

これらのことにつきまして、町長としてどのような策を講じられるのかをお尋ねします。

以上についてよろしく申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 關谷議員さんからの御質問に対して、まず笠松町における災害への備えについてからお答えしたいと思います。

災害対策本部は、笠松町地域防災計画に、町役場内に設置し、町庁舎が被災してその使用に耐えないときはその他の笠松町の施設に設置すると定めており、庁舎駐車場に多くのテントを張り、本部を設置することは想定しておりません。

町では、災害時における救護活動や避難所運営、避難所生活に必要な様々な防災備品を整備しており、避難所の運営や救援物資の保管のほか、日よけや雨よけ、防寒対策などの応急

対策にも利用できる備品として、テント64張り、ブルーシート686枚を整備しております。

大規模災害の発生直後では、公助の支援には限界があり、災害からの被害をできる限り少なく抑えるためには、平時から災害に備え、自ら取り組む自助が第一であります。被災からの早期の復旧に備え、ブルーシート等の応急物資についても災害が発生する前から余裕を持って適正な価格で購入していただき、非常持ち出し品と合わせて各家庭において備蓄していただくとともに、地域で助けある共助の一環として自主防災会防災備品整備事業補助金を活用したブルーシートの購入も推進していただけるよう、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、町では平成28年3月に岐阜県瓦ぶき組合羽島支部と災害時における応急対策活動に関する協定を締結しており、被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握やブルーシート等を使用した応急活動への組合員の派遣要請を行える体制を整えているところであります。

続きまして、公共施設巡回町民バスの利便性向上について、幾つか質問をいただいておりますが、公共施設巡回町民バスについては、町内の公共交通網が空白となっている地域の解消と高齢者を初めとした交通弱者の移動手段の確保を目指し、平成5年8月の試行運行開始より、議員の皆様とともに運行ルートや時刻表、運行本数について協議を重ねてまいり、現在の運行体系に至っております。

しかし、近年社会生活環境の変化により、巡回町民バスへのニーズが多様化し、昨年度開催したタウンミーティングや平成30年に実施したアンケート調査において、多くの御意見、御要望をいただきました。

その中で特に多かった病院への乗り入れや朝晩の通勤時間、帰宅時間帯の運行時間の延長の御要望について、より利便性の高い公共交通サービスが提供できるよう、対応策の検討を進め、まず来月の10月1日から、松波総合病院前にバス停を新設するとともに、名鉄笠松駅行きの始発便、名鉄笠松駅発の最終便を増便し、運行を開始いたします。

今回、議員から御提案のありました1つ目のショッピングセンターへの乗り入れや2つ目の買物専用路線の追加についてはタウンミーティングにおいても御要望が多く、高齢者の生活の足の確保や公共交通空白地域の解消のため対策が必要と考えていますので、デマンドバスなど他市町の事例を調査研究し、早期導入へ向け検討してまいるところであります。

そして、3つ目の土日の始発時間に関する御提案については、現在土曜日は平日と同じダイヤで運行しており、日曜祝日は1台のバスで2時間に1本の運行をしています。日曜祝日の利用者は平日と比べて3分の1以下と少なく、平日と同じ1時間1運行を行うには運行費用の増加が避けられず、費用対効果を勘案し、現在の運行本数、時刻表による運行を継続してまいりたいと考えています。

また、4つ目の中学生の早朝便の無料利用の御提案につきましては、中学校の意向をはじめ、

学校に通う生徒やその保護者の要望等を精査し、その必要性について十分に検討する必要があると考えています。一方で、バスの使用料は条例に基づき、小学校就学前の児童を除き、1人1乗車100円としているため、中学生の無料化については受益者負担の観点からも議論が必要と考えますので、これらの課題の検討結果を踏まえ判断してまいりたいと思います。

この公共施設巡回町民バスにつきましては、今後もより利便性の高い住民ニーズに沿ったサービスが提供できるよう議員の皆様とともに検討を重ね、公共交通の整備、運用に努めてまいります。

続きまして、奈良津堤防と三角駐車場の利活用についてのお尋ねに対して、お答えしたいと思います。

奈良津堤の桜木は岐阜県観光連盟により、飛騨・美濃さくら三十三選に選ばれた桜の名所として、住民の方のみならず、笠松を訪れる多くの方に楽しんでいただける春の観光スポットであります。町内にある桜木の多くは老朽化が進み、倒木の危険性が高まる中、町では毎年、委託業者により道路の通行車両や歩行者の妨げにならないよう、支障枝の剪定のほか、害虫駆除や土壌に肥料を施すなど、桜木の健康維持に努めているところであります。

奈良津堤一帯の桜木、ソメイヨシノは寿命60年ほどで、植栽後50年が経過し、衰退が進行している状況であり、近年倒木の危険性が増し、残念ながら伐採せざるを得ない桜木が増え、本数も年々減少しております。

奈良津堤をはじめとした町の桜木は、町生誕120年を機に指定した町の花であり、古くからなれ親しんでいただいている笠松町を代表する観光樹木でありますので、専門業者の指導、助言の下、安全面を最優先に考慮しながら、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、三角駐車場の利活用でございますが、町では木曾川を中心とするエリアを活用した豊かな暮らしの礎となる地域づくりを実現するため、平成21年に策定したリバーサイドタウン笠松計画に基づき、笠松みなと公園、サイクリングロードなど河川空間の整備を進めてまいりました。

御提案がありました三角駐車場を利用した施設整備をはじめ、笠松みなと公園の利活用については、8月5日の専決補正により予算措置し、現在、国土交通省の先導的官民連携支援事業補助金を活用して、官民連携した事業展開の可能性を探るため、民間企業に幅広くサウンディングを行うなど調査研究を進めており、サイクリングロードの完成を契機として、今後さらなる広域連携への展開を図るとともに、木曾川の水辺の新しい活用を創造した個性、活力ある地域の形成を推進してまいりたいと考えています。

三角駐車場の埋立てについては、昨年度、国交省、松波総合病院、名古屋鉄道、河川環境楽園、銀行等を交えて開催したワークショップにおいても意見が出て、検討しているものの、国

交省等の関係機関と協議・調整が必要であることや施工場所が河川保全区域であること、鉄道に接する土地であること、民地も含まれていることから、法的な規制や物理的な問題も懸念事項として考えられるため、官民連携の事業展開の可能性と併せ、今後も調査研究を進めてまいります。

来年の2月下旬に調査結果がまとまる予定でありますので、結果がまとまり次第、議員の皆様方に御報告させていただきたいと思っております。

最後に、三角駐車場の改修により、事故の多い堤防上の踏切の改修についてであります、堤防天端の踏切の車道拡幅や歩道確保は長年の課題の一つとなっております。三角駐車場の埋立利用計画が具体化した場合には、その内容も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。以上であります。

[2番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○2番（關谷樹弘君） 町長さん、御丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

災害については、毎年ニュースでも取り沙汰されているのですが、台風が本当に強くなりまして、特に発生してから5日後には日本に到達して大きな災害をもたらしています。笠松町の皆さんと話をしていると、やはりまだ笠松は守られているという認識をちょっと皆さん、私も含めてなんですけど、今までたまたま大きな災害がなくて守られているという認識があつて、本当に今回のコロナのような無差別にやってくる災害に関しては、本当に太刀打ちができなかったですが、その中でやはり自助、共助、公助でまず自分の身を守る。家族、そして近隣の住民の方、そして笠松町という単位で皆さんで守っていくとは思いますが、各町内におきましても備蓄品がリスト化されているかどうかとか、いざとなつてからこれがない、これはどこにはないかとか、例えばさっきのテント、シートの件もそうなんですけど、やっぱり町長がおっしゃられた事前に購入しておくことで備えあれば憂いなしということであれば、今からブルーシートにしても事前に購入しましょう、こういうものが大切ですよというのをどんどん広報で御案内いただけると、皆さんも今からでも、それこそ今日、明日からでも準備ができると思いますので、御案内いただければと思います。

そういったところ、今からこういうものがが必要です、各御家庭にあると大丈夫ですよということをやっぱりリストアップして御案内いただくということはできるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 各家庭に必要な防災備品につきましては、これまでも広報等とか、ハザードマップ等とか、そういったものにも記載されております。また各町内会の必要なものというのは、やはり町内会の世帯数や若い人が多いところや高齢者が多いところでやっぱり違ってくると思います。そこは、自主防災会の皆様方と現状をしっかりと検証していただき、今度の

補正でも上げてありますが、防災備蓄の自主防災会に対する補助の拡充も図っておりますので、そういったものを活用していただきたい。またそういったことを相談する機会をつくることによって、地域の防災に対する関心を高めることにもなりますので、また議員からもそういう機会がありましたらいろいろな提言をしていただき、みんなでまずは一緒に、災害が起きたときにどういうふうに対応したらいいのか、そういったことを考えるきっかけや機会をたくさんつくっていただいて、力を合わせて防災力の向上というのを図っていくべきだと思っております。

[2番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○2番（關谷樹弘君） どうもありがとうございました。

私としましては、今後とも町内の皆様の御意見をよくお聞きして、それを役場にお届けするのが役目だと思っていますので、また皆様がより安心して住めるまちづくりに対して今後ともよろしくをお願いします。

では、一般質問をこれにて終わりますので、どうもありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

今回は、こども館についてお尋ねしたいと思います。

私は議会代表として、今回設置されたこども館検討懇談会の会議に参加させていただくことになりました。子供に関する関係団体から約20名での会議でした。

7月16日の第1回目は夜間、長時間にわたり、こども館は必要であるかという大きなテーマに対して、お一人お一人から熱心な意見交換をしました。

8月4日には、愛知県愛西市にある永和児童館を委員の皆様方とともに視察に出向きました。そこは学童保育の施設に隣接していて、特に新しい施設整備を行ったわけではなく、2階建ての建物で、2階には卓球室があり、中学生が卓球を楽しんでいました。1階は図書室と事務所、そして12畳ほどのフリールームがあり、子供たちが描いた花火の絵が一面に飾られ、とても温かい雰囲気になり、私を含め他の委員の方も心が和んだ感じがうかがえました。

そこで一番びっくりしたことは、大人が決めた多くのルールをなくし、子供たちが自主的にそこでのルールを考えるため子供会議を開催したり、子供が考える企画事業を実施したりと、全てが子供参加型で進んでいました。そのほか、1歳未満の子供と小学生の子供たちが共有の場所でお互い気を遣いながら楽しく遊んでいるようです。

愛西市は各地域に1つずつ、このような施設があると聞きました。

8月6日には第2回目の懇談会が開催され、1回目のまとめの後、今後のスケジュール、候補地の比較、新施設平面図などが発表された後、2つのグループに分かれ、どのようなこども

館が必要であるのか、今ある既存施設を利用できないのか、各地域に必要ではないのかなど、委員の皆さんから積極的な意見が出されていました。

また、9月1日の新聞に内容が掲載されていましたが、第3回目の懇談会に併せるかのよう
に8月25日には一般公募の方でとてもこども館建設に熱心な委員さんが子供たちの要望を取り
まとめ、町長へ提出されたと聞きました。

8月27日には、第3回目の懇談会が開催され、担当課より、いきなり桜町防疫組合跡地に1
億8,000万円で新築する基本計画とコンペで選ばれた設計会社さんから図面が発表されました。

その計画や図面から、子供たちの意見が反映されているのか読み取ることはできませんで
した。他の委員さんからも、この施設は下羽栗会館と一向に変わらず、さらに下羽栗会館には調
理室があるのに調理室がないので、同じような施設であれば特に下羽栗会館の改造で十分では
ないかという意見や、それなりの交通量のある桜町ならば、交通安全対策の配慮が考えられて
いるのかということが疑問であることや、小さな子供が遊ぶ様子を見ながら、そのお母さんた
ちが和めるカフェなんかもあったほうがいいんじゃないかなどと、全ての要望を取り入れるこ
とは困難だとは思いますが、あまりに何も入っていないくて、全く新築の魅力がないなどと大変
きつい意見も多数聞きました。

また、ことばの教室まで入っているようですが、たまたま子供がことばの教室に行かれてい
るお母さんから、これなら福社会館のままのほうが広くて使い勝手がよく、メリットはないと
いう率直な意見もありました。

また、説明に見えた設計会社さんは、聞くところによると先日オープンした県の施設である
木遊館なる施設を設計されたようですが、ゼロ歳から5歳ぐらいの方、小さいお子さん向けで、
一度子供を連れて行って訪れたことがあるんですが、小学校の子にはちょっと魅力が感じられ
ないんじゃないかという意見も出されていました。

もちろん、それは個人の意見でもあるし、設計事務所が全て決めるのではなく、施主である
県の意見に基づいて建築されたもので、設計会社が悪いとは言いません。言いたいことは、せ
っかくの新築であるならば、魅力的で何度も行きたくなるような施設にしないと結局負の財産
にしかありません。国から補助が出るからといってやみくもに飛びついても、その後の維持管
理費は建物がある限り、永遠に続きます。

今、コロナにより、今年以降、当分税収が減り、少子高齢化がどんどん進行する中、急がず
じっくり考えるべきではないかとの意見も多く出ていました。そのほかにも、1か所建物を造
られるよりは、例えば下羽栗地域には公園もほとんどないので、放課後、子供たちがちょっと
友達と待ち合わせができる場所が近くに欲しいとか、今子供が一番多い松枝地域から、なぜ笠
松地域に移転してしまうのかというような疑問の意見もたくさん聞きました。

事務局の説明では、今の施設は老朽化しているので、リノベーションなどを行っても結局は

維持管理費が高くつくという説明でした。3年ほど前、建物は古いけれどまだ使用価値があると判断し、600万円ほどかけて改修されたばかりではないか。前町長時代のことであり、方針転換なのかもしれませんが、600万円の改修を最終決定していたのは当時いた賛成した議員です。

そこで、1つ目のお尋ねですが、今年になって急にこども館新設の話が出て、事業が早急に動いていますが、ひとまず落ち着いて、現在のこども館のまま、じっくり皆さんの話を聞き、要望を取り入れることができるものは取り入れるための検討期間をつくったほうがよりよい事業ができると思います。今のままではいけないのか、その理由をお答えください。

次に、町長さんが岐阜新聞の笠松特集に政策アドバイザーでもある松波理事長と一緒に掲載されてみえました。そこには、その場の雰囲気や感情に任せて、やみくもに進むのとは違う。まずは、町や町民の利益を第一に考えなければならぬと記載されていました。

今回の移転問題は誰の利益になるのでしょうか。先ほど言いましたが、これからコロナの経済的な影響が広がり、税収も今後どんどん落ち込んでいくでしょう。一昨年、視察で訪問した公共施設再配置計画の先進地である神奈川県秦野市は、交付税不交付団体で、一見すると財政的には裕福でありました。しかし、今後の少子高齢化を見据え、とにかく各地にある施設面積を廃止や統合により減少し、維持管理費など無駄な経費をなくすことが必要である。そして、新築、改築がいけないのではなく、無駄を削り、どうしても必要な庁舎、学校、保育所などの施設を確実に残していくことが必要であると説明を受けました。

今回の新こども館の計画は、ほとんど機能が現状のこども館と2億円近くのコストをかけるにもかわらず、大きく変わらないと思われまます。まさに、田代から桜町にそのまま2億円かけて移転するような感じに思われまます。

担当課から、新築よりリノベーションのほうが高くつくという説明を受けましたが、同じような機能しかないのであれば、新築、移転ありきではなく、現こども館に老朽化対策を行い、リノベーション経費に費用をかけて、快適で使い勝手を目指したほうが得策だと思います。費用のことを考えなければ、それは新築のほうがよいに決まっています。しかし、費用を考えないなどという無責任なことはできません。

また、国庫補助金の申請スケジュールのために全てを急いでいるという説明でしたが、そもそも現こども館の土地所有者のうち、町は少しでほとんどが個人と隣の神社の氏子会であるとお聞きしていますが、個人の方と氏子会は売却なり、賃貸なり、決定済みなのではないでしょうか。誰かが反対か検討中でしたら、早急には進まないのではないのでしょうか。

そして、伝染病隔離病舎跡地という土壌調査の問題があると思います。地下埋設物をセンサーで、土壌についてはスポット的にサンプル調査をすと言われまました。昭和40年代に建物を取り壊したとの説明でしたが、昔の廃棄物の法律は緩いようで、当時としては問題はなかったのではと思いますが、水銀の体温計や血圧計、各種の薬品の残り、亡くなった方の火葬やごみ

焼却炉で燃やした後の灰など、埋め立てて処分していた可能性は否定できません。ちゃんとした土壌調査が終わり、安心・安全が証明されたから移転を決定し、本格的な設計から始めても遅くはないと考えます。

調査と補助金申請を並行して行うような説明でしたが、補助金申請した後、土地所有者の意見が一致せず、その結果、現こども館が移転する必要がなくなったり、調査して大規模な土地改良工事が必要であるとされた場合、事業が止まったり、遅れたりして、結局国や県にも迷惑がかかる可能性はありませんか。補助金申請は10月の次はいつなのでしょう。その後の機会でもチャンスはあると思います。

このような様々なリスクのある中、来年度中に新築完成にこだわられる理由をお聞かせください。

次に、こども館整備によって影響が及ぶと思われる部分についてお尋ねします。

今回の整備計画は、2億円近くの費用の多くを借金で賄う計画であると説明を受けました。ただでさえ、今回の議会に財政健全化法による報告があり、その中でも借金残高の負担が岐阜県内ではかなり悪いほうであると説明を受けたばかりです。借金として借りの場合、将来の子供たちがその支払いを背負っていくことになるわけですが、利子の総額はどれぐらいになると想定してみえますか。また、現こども館は地元に着した施設であり、近くの町内会ではごみステーションの場所として活用したり、緊急時には避難所としても使用する計画があるなど、現こども館で土地や建物がなくなると困るものがあると考えます。

そこで、まず現こども館で、こども館機能そのもののほかに町内会や町が活用している事業、計画などをお尋ねします。そして、なくなった場合の対処方法をお聞かせください。

同様に、一方貴重な町の中の空き地として、防疫組合跡地を左義長として町内会が利用してみえるそうです。そのほか、町が活用する事業、計画があると思いますので、その事業、計画や対処法などをお聞かせください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（伏屋隆男君） 田島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 田島議員さんから、こども館についての幾つかの御質問を承りましたのでお答えしたいと思います。

まず、9月1日の全員協議会でも御説明しましたが、こども館については全くの白紙の状態から、できる限り多くの方々から御意見をいただき、参考にしたいと思い、田島議員さんをはじめ、公募の方も含め20名の方からなる検討懇談会を開催し、皆様の御意見を聞きながら基本計画の案を作成してまいりました。

第3回目の懇談会におきまして、資料として提出いたしました平面イメージにつきましては、

参加者の意見交換の参考になればとの考えで、第1回と第2回の懇談会で出された意見を大まかにイメージしたもので、基本設計はもちろんのこと、正式な図面では一切ありません。

その点につきましては、検討懇談会の中でも担当部長、課長よりも丁寧に説明し、その際には表立った異論がなく、皆様方理解していただいたものと考えておりましたが、結果として誤解と招いたこと誠に残念だと思っております。

今後、進めていく基本設計につきましては、検討懇談会だけではなく、利用する子供たちの意見を積極的に取り入れ、建物に子供たちの意向や作品を形として残していくなど具体的に進めていきたいと考えています。

そして、尾関議員の一般質問でもお答えしましたように、現こども館は昭和43年1月に開所し、築50年以上が経過しており、老朽化が著しく、さらに建物面積の約3分の2が借地であり年間約200万円の借地料がかかっております。また、近くには大きな病院があり、周辺の交通量が多く危険であるとともに、今後新たな増築計画が予定されているとも聞いております。

これらのことから、防犯上のことも含め、今後子育て支援拠点施設として何よりも安全で安心して利用していただくことが困難になると予想され、早めに対応する必要があると考えているところであります。

このような課題のある中、児童や子育て世代の方々ニーズに応えることができ、さらには将来にわたり、より子育て支援を充実していくため、今後のこども館の在り方について検討することにいたしました。

懇談会の意見では、中央公民館や下羽栗会館、笠松小学校など既存施設の活用との意見もありましたが、それらの施設が老朽化していること、構造的に改修にも制限があること、園庭などのスペースがないこと、一般の人も利用することから安全性やプライバシーの確保に問題があること、学校との管理区分の関係で、お互いの活動に支障が生じること。とりわけ、不登校の子供におきましては、学校自体がNGの場合があるという率直な意見があったとともに、それぞれの施設の利用目的が異なるため転用が困難であることなどの課題もあり、様々な検討をした結果、交通量も少なく静かな環境で、地形的にも町の中心部に近く、遊休地となっている桜町に新設することが資産活用という観点からも望ましいと考えております。

また、その土地が防疫組合跡地であることに対し、長年にわたり風評があり、不安を抱いている住民の方も見えるようですが、この機会に埋設物調査や土壌調査を行い、その不安を解消したいと思っております。

なお、松枝地域、下羽栗地域の方には、移動こども館などを検討しており、利便性の向上にしっかりと努めていきます。

また、川島議員の質問でお答えしたように、子どもの権利条約の理念を具現化した施設にしたいと考えており、具体的には様々な事情を抱えた子供がプライバシーを守られつつ、心を癒

やす場所、周りの大人たちがそっと寄り添い、手を差し伸べられる空間にしたいと思っており、その一環であることばの教室を併設したいと思っております。

新こども館の整備費用は、確かに多額の費用が必要ではありますが、検討懇談会での意見を参考にしながら、低コストでできるだけ維持管理費がかからない建物を考えているところであります。

続きまして、利子の総額についてのお尋ねがあったと思いますが、建築概算費用を1億8,000万円とした場合、国・県の補助金2,800万円を除いた額のうち、80%の1億2,160万円を財政融資資金から借入れ、借入利率0.03%、これは実質ゼロ金利であります。償還期間を20年で積算しますと利子総額は約42万8,000円の見込みとなります。

参考に、過去における公共施設建設に関する利子総額について説明させていただきたいと思っております。

平成30年4月に完成しました学校給食センターにつきましては、1億160万円を財政融資資金から借入れ、その際の借入利率約0.5%、償還期間を25年で利子総額は約728万円です。

さらに遡りまして、平成11年4月にオープンしました総合会館におきましては、民間の金融機関から借入利率2.3%であり、新こども館が見込んでいた利率の約77倍となっています。

続きまして、こども館の町内会での活用や計画、なくなった場合の対処方法、防疫組合跡地の利用状況、町の活用等についての御質問ですが、現こども館においては町の子育て支援事業である乳幼児行事、小学生行事を展開しているほか、一時避難所でもあります。また、地元町内会におかれましては、自主防災訓練など地域コミュニティーの場や敷地の一部をごみ集積場所として利用されています。

移転後の対処方法につきましては、現在懇談会に地元であります田代東の町内会長さんも参加していただいております。今後町内会と連携しながら、できるだけ負担がなくなるよう、今までと同じような状況になるよう、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

次に、防疫組合跡地については、現在子供たちのラジオ体操等で利用してみえると聞いております。今後の活用計画としましては、新こども館の移転先の候補地としており、地域防災という視点から、一時避難場所としての機能やラジオ体操をはじめ、地域住民の行事並びに交流の場としての活用についても考えているところであります。

以上であります。

[6番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） 大変丁寧な答弁ありがとうございました。

答弁漏れが1点あるので、その点をまず最初に質問させていただきたいと思っております。

土壌調査により土壌改良が必要になった場合、事業が止まったり遅れたりして、急いで国や県の補助金を申請しても、国や県に迷惑がかかるようなことはまずないのかということ。私はこのこども館に関して、先ほど来、尾関さんの質問、そして川島さんの質問と町長さんのこども館に対する、特に不登校の子たちのそういった受入れとか、子育てで3歳ぐらいの子供さんをどうしても家の中で1対1で子育てするのは大変で、そういったところでママ友さんなんかといろんな自分の境遇を共有できる、そういった拠点にしたいというのはすごく私も賛成なんですよ。

ただ、今コロナで人が集まるというのもまだ不安ということと、やっぱり財政的なものというのもあるので、こういった心配もあるのでちょっとということ、いろんな方の御意見もお聞きしながらやらせてもらったのです。10月にもう補助金がもらえるから、早いところ申請しなきゃいけないと言われているのですが、急がなくても次のまたそういったチャンスというはないのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ごめんなさい、答弁漏れがあったということで。

まず、桜町のもし土壌であったらということですが、実際、工事期間は1年ありますし、十分土壌改良には余裕があるということ。そして、この間も全協で触れましたが、実は防疫組合の後に平成6年3月から約1年にわたりまして笠松郵便局の仮設の庁舎が建っていたようであります。それを今調べておりますが、大ざっぱな図面によりますと、2階建て、これは鉄骨かプレハブか分かりませんが、建物が建っております。ということは、当然基礎をつくるときに土を掘り返しているわけでありますので、その点は既にもうずっとそれまで何も使われていなかったということはないということだけ御承知していただきたいということです。

もう一つ、コロナ禍でそれほど慌てるんじゃないという御意見も確かにそうなんです、国は来年度の予算を決めますが、今コロナで、多分税収、GDPも下がっております。かなり補助金メニューが削られる場合があります。今はこの状況です、また金利ももうゼロ金利に近い状態です。経済動向の先行きは分かりません。逆に、今だからこそ、これはやるべきとか、金銭面に関してですよ。非常にチャンスだと思っているわけであります。

財政的な問題につきまして、私、持論を時間かけて述べさせていただいてもいいですか。

○6番（田島清美君） はい。

○町長（古田聖人君） 確かに、議員おっしゃるとおりに、笠松町は財政が決してよくはないかもしれません。しかしながら、そのために方法としては大きく2つあります。

1つは財政の緊縮であります。実際、今年度の予算におきまして、町としましても本当に爪に火をとすような取組ではありますが、大きく3つをやらせていただきました。

1つは、庁舎内の清掃の見直し。今、職員がこれまで業者に委託していたところを掃除して

おります。そして、2つ目は臨時職員の配置の見直し、あるいは人員の削減。そして、老朽化した公用車の廃止で約1,700から1,800万円の削減に努めております。

そういった意味では、職員や今まで勤めていただいた方々には負担がかかりますが、これも町の財政のためということで、ある種、心を鬼にして取り組んできているわけであります。

その一方で財政の削減において重要なのは、やはり借地を減らしていかなきゃいけない。今、私が記憶する限りにおいて、借地は大きく2つあります。1つは今言ったこども館の年間200万円の借地料です。そして、もう一つは中央公民館前の駐車場。こちらも500万円かかっているわけです。これは何もしないで、やっぱり出ていくわけであります。これから財政の健全化を考えていく場合、できるだけ自前の土地でやれば、その分だけ経費は削減できると思っております。

そして、ただ経費を削減するだけでは、いずれじり貧になっていくと思います。これから町を活性化するには、とりわけ人口減少の時代の中で必要なのは、いかに若い人たちがこの笠松町に魅力を感じてもらえるか。その意味におきましては、先ほど川島議員からも貴重な御提案をいただきましたが、子どもの権利条約に併せた子供や若者に視線を合わせた彼らが主役のまちづくり。それが新しい、ほかの市や町にない笠松町の教育、子育ての魅力だと思います。それを全面に打ち立てることによって、意識の高い方々が笠松町に来ていただき、人口を増やす、そしてともにまちづくりをする。またこども館での活動を通して、今10歳前後の子供たちが20年、30年たったときに新たな町のリーダーになって笠松町をより発展させていただけるというふうに私は信じております。これは先ほどもう申し上げましたが、未来への投資だと思っておりますので、その点だけ御理解していただけたら大変ありがたいと思っております。

[6番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） 古田町長がこのこども館を起爆剤とし、新たに若い人がこの笠松町に住んでいただけるようにという、そういった気持ちは大変よく分かりました。

今、コロナ禍で国からの補助金も入ってこなくなるかも分からないから急いでいるといった理由も今お話しいただいて大変分かりました。

私はたまたま子供を持つ母親として、代表でこの会議に参加することができて、たまたま子育てに活発な人たちのいろんな話を聞くことができたのですが、ここに見える他の議員さんは、そこに入っていないものですから、今ざあっとある程度のことを話させていただきました。やっぱり一般の方と私たちは違い、行財政改革も経験し、いろいろな町の財政のことも広い視野でこの笠松町のことを考えていかなきゃいけないという責務もあります。このこども館のことに対して議論する場を設けていただけると、逆にスムーズになると思うので、町長さん、どういった考えでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろんそのつもりでありますし、取りあえず基本設計、今度お出しするものを見ていただきたい。また検討委員会だけに限らず、幅広く、もちろん議員の皆様方も含めて、いろんな意見を聞きながら答弁もさせていただきました。また先ほどの一般質問でもお答えしましたが、私は豪華な施設とかそういったものは必要ないと思っております。何よりも使い勝手がよくて、子供たちが安全で安心して遊べる、そして学べる、そういったものをつぱり重点にしておかなきゃいけない。

ただ、一番、意見を聞くのは利用する子供たちであり、またその親御さんたちだと思います。できることなら、そういった方々の意見を1つでも2つでも取り入れて、自分たちがつくってよかったなあ、これは自分たちが考えた施設だよと末永く愛してもらえる、そんなような施設をできたら目指していきたいと思っておりますので、またいろいろと御指導のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） 古田町長に替わられて、いつも同じような委員会の顔ぶれの方じゃなくて、本当に真剣にこのこども館に対して意見を言いたいという民間の方を取り入れられるという、そういった大きな心を持ったことをやってみえるので、大変私もその辺は評価させていただいております。大変迅速で、就任されてからもふるさと納税のタスクチームをつくられたり、若い方の意見を取り入れられているといった姿勢も大変賛成するところです。心配するのは、今災害のそういった質問もあったのですが、あそこの桜町の防疫跡地というのは、災害が起きたとき、地震とかですね。仮設住宅とか、瓦礫系ごみを置いておくとか、そういうふうになったときにそこを使うという、要するにその候補地のはずじゃなかったのかなと思うのです。

昨年、視察で長野県東御市を訪れたときの話なのですが、千曲川が氾濫して橋が流され、そして災害から2週間程度経過していましたが、東御市から次のまちへ移動の風景、見ましたよね、一緒に……。

〔「町長は行っていない」の声あり〕

そうでした、ぜひ行っていただきたかったです。

そのときに、水にぬれたたんすや布団や机などが山積みになっていました。先日高山の41号のところも、もう土砂崩れとかがすごかったんですけど、そういったことになるので、災害ごみがあふれて、決めてあった仮置き場では置き切れずということが出てくると思うのですよ。

要するに、あそこはちょうどいい計画地だったのですが、それをなくすとなるとその代替を考へてみえるかどうかというその辺を私は心配するのです。今、大きい災害がこの辺ではないのでいいですけど、やっぱり水害はまだしも、地震なんかはいつ何どき起きるか分からないの

で、その辺のことはどう考えてみえるか、教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 残念ながら、その視察に私は同行しておりませんので現場を見ていないのですが、御承知のように最近の災害というのは想定外が常態化しておりますので、確かにそういった災害ごみが出る場合があります。

仮置き場につきましては、その災害の状況に応じて、臨機応変に対応していかなくちゃいけないと思います。どこが地震や水害で使えなくなるか分かりません。そして、今の桜町の候補地につきましては、全部に建物が建つわけではありません。当然、園庭が半分以上残っておりますので、そこに災害ごみを置いても差し支えないと思います。やはりこれは臨機応変に災害のときに速やかに対応する、そういったことは今も考えておりますし、これからもしっかりと考えて、いざというときには迅速に対応する体制を整えてまいりたいと思っております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6 番（田島清美君） 分かりました。

この検討委員会に田代東の町内会長さんは見えています。今のこども館のところが避難所になっている、そして田代にはあと老人施設しかないですよ、避難所2つ。そこも今コロナ禍で使えないといった問題。それは町内会長さんが見えるので、また考えていければいいと思うのですが、現在、その桜町のところは左義長もやられているという話も聞いています。委員からも要望が出ていたのですが、今後この検討委員会に、やっぱり桜町や泉町の町内会長さんも入っていただいて進めていったほうが、後々、左義長といっても燃やすわけなので、ある程度のところがないとというようなこともあるので、そういった方も中に入ってもらえるようにしていったほうがいいと思いますけど、その点はどんな考えですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員が参加された検討懇談会というのは、取りあえずこの3回で一区切りで、これからは任意でやります。桜町はまだ候補地の一つであります。もし仮に決まったら、また現のこども館の周辺の泉町の町内会長も、たまたま桜町の議員さんはいらっしゃいますけど、町内会長や関係者の方にもお声がけをして、もし参加していただけるんだったら意見をお聞かせ願いたいというふうには思っております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6 番（田島清美君） ことばの教室に今40名ぐらい通われているということです。ことばの教室に通われている方というのは、ちょっと言葉を発するのが遅いとか、そういったことで保護者の方も大変子供さんの今後の将来のことに対して真剣に悩まれている方も見えると思います。

ある委員の方が、いろんなところに人がいて、それが全部処理できるような複合施設が欲しいとは言われていたのですが、実際に通われているお母さんの話では、やっぱりいろんな方が遊びに来られるとどうしても精神的に不安定な方も見えるので、福祉会館のほうがいいんじゃないかなんていう意見もあったものですから、これから進めるに当たって今後そういった方の意見も聞かれると思うのですが、その辺もじっくり考えていただきたいと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 多分、いろいろな意見があると思いますので、それもしっかりと参考にしながら、先ほど申し上げましたように、ことばの教室に限らず、やっぱり利用者の方々が一番安心して、一番納得して、そして楽しんで使ってもらえるのが一番だと思いますので、そういった意見も今後、まだ手直しは十分、基本設計ができてからもできると思いますので、そういう機会をつくっていきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） 町長さんの熱い思いにも納得はある程度しておりますし、ほかの議員さんたちと1億8,000万円する建物なので、もうちょっと慎重に考えたい。移動こども館とかで、ある程度空白の期間も対応できる。そんな豪華な建物を期待しているわけじゃないんですよ、子供って。うちの子にも聞いているのですが、やっぱり小学校3年ぐらいまでは学校帰りにちょっと涼みたいとか、友達と遊びたいという。例えば、総合会館にふらっと入りたいとか、そんな感じなので、そんなに立派なものを遠くにつくっていただいてもそんなに行かないなという意見もあるんですね、中には。

なので、もうちょっと慎重に慎重に考えていっていただきたい。でも補助金の関係もあるものであれですが、ぜひ議員さんの意見もある程度聞いていただいて進めていっていただきたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後2時34分

